

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS industry insights

新連結基準書ーインベストメント・マネジメント業界に関する洞察

IFRS 第 10 号は、「支配」を、リスクと経済価値により焦点を合わせる SIC 第 12 号に含まれていたアプローチに置き換え、単一の連結の基礎として使用している。

国際会計基準審議会 (IASB) が先日公表した連結の基準書は、インベストメント・マネジメント業界に重要な影響を及ぼす可能性が高い。IFRS 第 10 号「連結財務諸表」は、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」および SIC 第 12 号「連結ー特別目的事業体」に従前に含まれていた連結ガイダンスを置き換えるものである。また、IASB は IFRS 第 10 号と同時に、以下の基準書も公表した。

- IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」
- IFRS 第 12 号「他の企業に対する持分の開示」
- IAS 第 27 号 (2011 年改訂)「個別財務諸表」(IFRS 第 10 号の公表に伴い改訂されたものであるが、現行の個別財務諸表のガイダンスを維持している)
- IAS 第 28 号 (2011 年改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」(IFRS 第 10 号および第 11 号の公表に伴う変更に対応するため改訂された)

IFRS 第 10 号に加えて、インベスト・マネジメント業界に最も重要な影響を及ぼす可能性の高い基準書は、IFRS 第 12 号である。IFRS 第 10 号および IFRS 第 12 号 (同じく、IFRS 第 11 号、IAS 第 27 号 (2011 年改訂) および IAS 第 28 号 (2011 年改訂)) は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。2011 年 5 月に公表されたこれらの 5 つの基準書に加えて、また、投資会社の連結を取り扱うプロジェクトが IASB のアジェンダにある。このプロジェクトはしばらくの間継続していたが、今月には公開草案 (ED) が公表されることが予定されている。現段階では、いつ最終基準書が IASB から公表されるかは明らかではない。

この Industry insights の公表物は、投資マネジャーが IFRS 第 10 号および IFRS 第 12 号を適用する際に、直面する可能性が高い論点の多くを強調し、新基準書の導入に役立つ洞察や設例を提供している。さらに、この Industry insights では、特にファンドの財務報告に関連する予想される投資会社の ED を論じているが、投資会社の ED は投資マネジャーにも影響があるかもしれない。

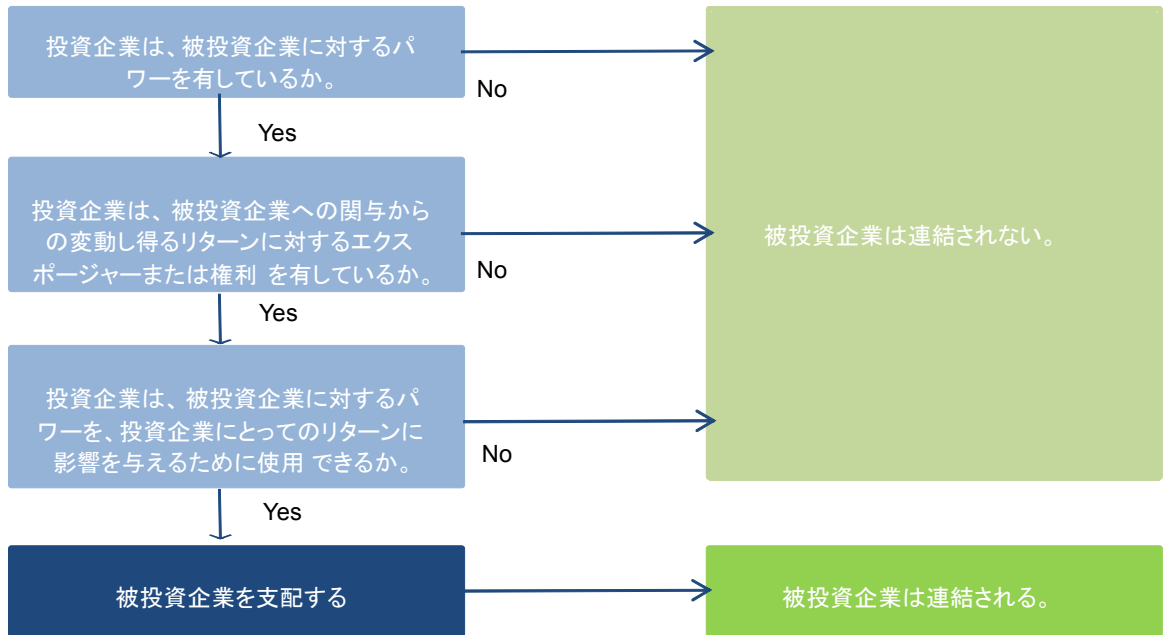
支配の評価

IFRS 第 10 号は、「支配」を、リスクと経済価値により焦点を合わせる SIC 第 12 号に含まれていたアプローチに置き換え、単一の連結の基礎として使用している。IFRS 第 10 号は、次の 3 つの支配の要素を識別する。

- ・ 被投資企業に対するパワー
- ・ 被投資企業への関与からの変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利
- ・ 被投資企業に対するパワーを、投資企業にとってのリターンに影響を与えるために使用する能力

投資企業は、被投資企業を支配していると結論付けるためには 3 つの要素のすべてを保持していなければならない。支配の評価は、すべての事実および状況に基づくものであり、3 つの支配の要素のうち少なくとも 1 つに変化があることが示唆される場合には、結論は再評価される。

IFRIC 第 10 号 連結の評価



見解

IFRS 第 10 号を開発する際に、IASB は、被投資企業を連結すべきかどうかを決定するにあたって、現時点で実務上の多様性がある次の 4 つの分野を識別した。

- ・ 投資企業が、過半数に満たない議決権の保有により被投資企業を支配するかどうか
- ・ 特別目的事業体および SIC 第 12 号の「経済的実質」概念の適用
- ・ 本人 vs 代理人関係に関する論点
- ・ 防御権(protective rights)の考慮

IASB は、特に IAS 第 27 号と SIC 第 12 号との間で認識されていた相違が、支配の概念の一貫性のない適用をもたらしていたと考えた。その結果、SIC 第 12 号の別個のガイダンスを削除する決定を行った。IFRS 第 10 号による連結の評価が、特定の企業にとって IAS 第 27 号および SIC 第 12 号による評価と比較して変更となるかどうかは、過去にどの程度正確に IAS 第 27 号および SIC 第 12 号が解釈され、適用されていたかによるかもしれない。

IFRS 第 10 号は、パワーを「関連する活動を指示する現在の能力を与える現在の権利」として定義し、関連する活動は被投資企業にとってのリターンに重要な影響を与える活動であることを追加している。

IFRS 第 10 号は、パワーを「**関連する活動(relevant activities)**を指示する(direct)現在の能力を与える現在の権利」として定義し、関連する活動は被投資企業にとってのリターンに重要な影響を与える活動であることを追加している。本基準書は、以下を含む被投資企業に対する投資企業のパワーを与える権利の例を提供している。

- ・ 議決権または潜在的議決権
- ・ 関連する活動を指示する能力を有する主要な経営幹部を、選任、再任または解任する権利
- ・ 関連する活動を指示する他の企業を、選任または解任する権利
- ・ 投資企業の便益のために、ある取引に参加することまたは変更を拒否することを被投資企業に指示する権利
- ・ 関連する活動を指示する能力を、当該権利の保有者に与えるその他の権利(例えば、管理契約に規定される意思決定権)

連結の評価における第 2 のステップは、投資企業に、投資企業が被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているかどうかを評価することを要求する。IFRS 第 10 号は、変動し得るリターンが固定されず、被投資企業の業績の結果として変動する可能性があるリターンであることを明確にする。本基準書は、以下を含むリターンの例を提供する。

- ・ 配当、その他の利益分配(例えば、負債証券の利息の支払い)および被投資企業に対して投資企業が保有する投資の価値変動
- ・ サービシングおよび管理報酬、信用補完または流動性補完から生じる手数料および損失のエクスポージャー、被投資企業の清算時における被投資企業の資産および負債に対する残余持分、税務上の便益ならびに将来の流動性に対するアクセス
- ・ 他の持分保有者が利用できないリターン

見解

ファンドまたは商品に対する投資マネジャーの財政上の関与は、さまざまな形態を取るかもしれない。

報酬契約は、運用資産(AUM)の管理業務に対する基礎管理報酬、または投資企業が設定されたリターンのハードル・レートを達成した場合に、投資マネジャーが投資に対するリターンを共有するというインセンティブ報酬を含む場合がある。投資マネジャーは、また、投資企業の利益が彼らの自身の利益とより一致するように、彼らのファンドまたは商品に投資する場合がある。これらの投資は、ファンドに対する比例割合の持分所有権またはストラクチャード・エンティティ(例えば、証券化ビークル)により発行されたトランシェ化された負債証券に対する投資を含む、多くの形態を取るかもしれない。投資マネジャーは、また、マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドの純資産価値(NAV)が「額面割れ」した場合に信用補完を提供する契約上の義務のような、彼らが管理するファンドまたは商品に対するその他の関与を有する場合がある。

投資マネジャーのファンドへの関与が変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているかどうかについての決定は、ときには非常に明確である(例えば、直接投資およびインセンティブ報酬)。しかし、固定された基礎管理報酬(例えば、AUM の 2%)は、AUM の金額は投資パフォーマンスに基づき変わるため、変動し得るリターンの要素を有している。

投資マネジャーにとって、彼らのパワーが彼らのリターンに影響を与えるかどうかの決定は、マネジャーが本人であるかまたは代理人であるかに依拠する。

連結の評価における第3および最終ステップでは、最初の2つのステップの間の相互作用を考慮する。特に、投資企業は、被投資企業への関与から生じる被投資企業にとってのリターンに影響を与えるパワーを使用できるか。投資マネジャーについて、彼らのパワーが彼らのリターンに影響を与えるかどうかの決定は、マネジャーが本人であるか、または他の投資企業に代わって、かつ他の投資企業の便益のために従事している、したがってファンドを支配しない代理人であるかに依拠する。単独の当事者により排除され得る投資マネジャーは、常に代理人と考えられる。単独の当事者が排除権を保有していない場合、次に投資マネジャーは、本人か代理人かを評価する際に、以下の要素を考慮する。

- ・ 被投資企業に対する意思決定権限の範囲
- ・ その他の当事者により保有される権利
- ・ 報酬に関する合意に従って権利が与えられる報酬
- ・ 被投資企業に対して保有している他の持分からのリターンの変動性に対するエクスポージャー

さらに、投資マネジャーが代理人と考えられるためには、その報酬が提供されるサービスに相応であり、当該報酬契約は、独立第三者条件に基づき交渉された他の類似の取り決めに慣例的に表示される条件または金額のみを含むものでなければならない。

見解

投資ファンドに関して、「関連する活動」は投資マネジャーにより行われる投資決定となる可能性が高い。しかし、投資マネジャーが本人であり、したがってそのリターンに影響を与えるパワーを使用することができるかどうかに関する決定は、一部、ファンドの投資企業により保有される排除権が実質的であるかどうかに基づいている。単独の当事者の排除権は、常に実質的であると考えられ、単独の当事者の排除権がない場合には、他の要素が検討されるべきである。例えば、あるファンド・ストラクチャーが、投資マネジャーを解任する能力を含む投資企業の権利を共同で実行するメカニズムを投資企業に提供する取締役会を選任する権利を、投資企業に提供するかもしれない。投資企業の権利を決定する際に検討すべき重要な要素は、その他の項目のうち、どの当事者が取締役会を選任するか、取締役会のメンバーが投資マネジャーに対して独立しているかまたは関連当事者となるか、どんなメカニズムが投資企業が彼らの議決権を行使するために存在するか(例えば、年次総会の設定)、そして投資企業が彼らの議決権を行使するにあたり何らかの障壁が存在するかどうかを含む。他のファンド・ストラクチャーは、投資企業に、投資企業が彼らの権利を行使する際に共同で行動するためのメカニズムを提供しない場合があり(典型的には、ヘッジ・ファンドやプライベート・エクイティ)、通常、単独の当事者の排除権を提供していない。すべてのファンド・ストラクチャーについて、単独の当事者の排除権が付与されていない場合、投資マネジャーは、また、その報酬契約および保有しているその他の利益の変動性を考慮すべきである。

リターンの変動性に対するエクスポージャーを評価する際に、投資マネジャーは、全体の経済的利益（報酬を含む）の重要性およびそれに関連する変動性がより大きいほど、投資マネジャーが本人である可能性が高まることを考慮すべきである。さらに、投資マネジャーのリターンの変動性に対するエクスポージャーが、他の投資企業とは異なる場合には（例えば、持分の劣後性のため）、投資マネジャーは、それが投資マネジャーとしての決定にどの程度影響を与えるかを検討すべきである。

見解

IFRS 第 10 号は、持分の劣後性が変動性に対するエクスポージャーを増加する可能性があることを強調する。例えば、投資マネジャーは、組成された商品（例えば、COD）の劣後債権の一部分をしばしば保有するかもしれない。組成された商品の「エクイティ」トランシェへの投資から生じる変動性に対するエクスポージャーは、連結の評価に影響を与えるかもしれない。

IFRS 第 10 号はまた、投資企業の他の当事者との関係は、（例えば、「事実上の代理人」として）投資企業に代わって行動する当事者となるかもしれないことを論じている。

IFRS 第 10 号はまた、投資企業の他の当事者との関係は、（例えば、「事実上の代理人」として）投資企業に代わって行動する当事者となるかもしれないことを論じている。本基準書は、他の当事者との取り決めが契約上のものである必要はないことを明確にし、投資企業の「事実上の代理人」として行動するかもしれない当事者の例を提供している。

- ・ 投資企業の関連当事者
- ・ 被投資企業に対する持分を、投資企業からの貸付または拠出として受け取っている当事者
- ・ 投資企業による事前の承認なしに、被投資企業に対する持分を売却、譲渡または抵当に供することを行為ないことを同意している当事者（投資企業および他の当事者が事前の承認権を有しており、かつ当該権利が自発的な独立の当事者により相互に合意された条件に基づいている場合を除く）
- ・ 投資企業からの劣後した財務支援なしでは、営業上の資金調達を行うことができない当事者
- ・ 統治機関のメンバーの過半数または主要な経営幹部が投資企業と同一である被投資企業
- ・ 投資企業と緊密な事業上の関係を有している当事者（例えば、専門サービスの提供者と重要な顧客との関係）

投資マネジャーは、他の当事者を「事実上の代理人」として識別する場合、投資マネジャーは、ファンドまたは商品を支配するかどうかを評価するときに、自身の持分と合わせて、他の投資企業の意思決定権限および変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を考慮することとなる。

見解

「事実上の代理人」の論点は、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドに特に関連するかもしれない。

彼らの投資が長期にわたる性質から、プライベート・エクイティ・ファンドの統治文書は、投資マネジャーの合意なしにファンドに対する持分を譲渡する投資企業の権利を阻止するまたは制限する可能性がある。その場合には、こ

の制限の対象となる投資企業は、投資マネジャーの「事実上の代理人」と考えられるかもしれない。

同時に、主要な経営幹部によるファンドに対する投資は、IAS 第 24 号のもとでの関連当事者の定義の一部に含まれるため、「事実上の代理人」の評価の一環として考慮される必要もある。投資マネジャーはまた、ファンドに投資する能力をその従業員に与えるために融資をアレンジする場合があります、それはまた当該従業員が投資マネジャーの「事実上の代理人」とみなされる結果となるかもしれない。

次の設例は、IFRS 第 10 号に含まれる適用の設例を編集しており、投資ファンドおよび商品に適用される IFRS 第 10 号の連結モデルの規定を説明している。

設例: UCITS ファンド

投資マネジャーは、譲渡可能証券に対する集合投資事業に関する EU 指令 (UCITS 指令) により規定されている UCITS ファンドに出資し、管理している。ファンドの目論見書は、ファンドの投資目的の概要を説明しているが、投資マネジャーは、特定の資産に投資することによりこれらの投資目的を実行する際の単独の自由裁量を有している。

投資マネジャーは、ファンドの純資産価値 (NAV) の 1% の投資管理報酬を受け取っている。その報酬は市場ベースでの報酬であり、投資マネジャーにより提供される業務に相応である。投資マネジャーは、ファンドに対して 10% の比例割合の投資を行っており、投資マネジャーのリスクの上限はその持分投資となる (すなわち、ファンドのいかなる損失にも資金を負担する責任はない)。

ファンドの取締役会は独立した取締役を含まず、ファンドの投資企業は、ファンドにより設定された上限まで持分を換金することが認められるが、実質的な議決権または意思決定権限を提供されていない。

投資マネジャーは被投資企業に対するパワーを有しているか。

ファンドの目論見書に設定された投資目的に従って、そして規制上の状況内で行動する一方で、投資マネジャーは、関連する活動を指示する現在の能力を与える現在の権利を有しているため (すなわち、戦略的資産配分による投資目的の実行)、ファンドに対するパワーを有していると考えられる。

投資企業は、被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか。

投資マネジャーは、提供するサービス水準に相応の市場ベースでの管理報酬 (NAV の 1%) を受け取っており、ファンドに対して 10% の比例割合の投資を行っている。投資管理報酬およびファンドに対する投資持分の双方について、投資マネジャーは、ファンドの活動から生じるリターンの変動性に晒されている。

投資マネジャーは、被投資企業への関与から生じるリターンの金額に影響を与えるパワーを使用できるか。

1% の管理報酬と 10% のファンドに対する投資は双方とも、投資を決定する投資マネジャーのパワーにより影響を受ける。しかし、これらの持分は、投資マネジャーが本人であることを示唆するほど重要性のあるエクスポージャーを形成しておらず、逆に投資マネジャーは代理人の立場で行動していることを示唆する。投資マネジャーは、UCITS ファンドを連結しないこととなる。

設例:プライベート・エクイティ・ファンド

投資マネジャーは、投資企業を 10 年間ファンドに固定するプライベート・エクイティ・ファンドを設立した。ファンドの目論見書は、ファンドの投資目的を記載しているが、投資マネジャーは、投資目的を実行する際の単独の自由裁量を有している。

投資マネジャーは、投資管理業務に対する報酬として 1%および 20%の報酬(運用資産(AUM)の 1%の年間管理報酬およびリターンのハードル・レートを超えるリターンの 20%のインセンティブ報酬)を受領する。投資マネジャーの利益が投資企業自身と一致しているという信頼を投資企業に与えるために、投資マネジャーはまた、プライベート・エクイティ・ファンドに対する 2%の所有持分を保有している。投資マネジャーの下方向のリスクは、その持分投資および繰延利益(例えば、今まで獲得したインセンティブ報酬)を上限としている。すなわち、投資企業の損失を負担する義務はない。

ファンドの投資企業は、単純過半数による「解任権」を与えられているが、これは、投資マネジャーが投資管理契約を違反した場合にのみ実行される。

投資マネジャーは被投資企業に対するパワーを有しているか。

投資マネジャーは、ファンドの目論見書に設定される投資目的に従って行動することが要求されるものの、投資企業は、契約違反に対して投資マネジャーを解任する能力を通じた防御権を保有するのみであり、投資企業は関連する活動(すなわち、戦略的資産配分による投資目的の実行)を指示する現在の能力を与える現在の権利を有しているため、投資マネジャーは、プライベート・エクイティ・ファンドに対するパワーをまだ有していると考えられる。

投資マネジャーは、被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか。

1%と20%の報酬契約と、投資マネジャーの2%のプライベート・エクイティ・ファンドに対する所有持分は双方とも、投資マネジャーがファンドの活動から生じるリターンの変動性に晒されている。

投資マネジャーは、被投資企業への関与から生じるリターンの金額に影響を与えるパワーを使用できるか。

1%と20%の報酬契約と、投資マネジャーが保有する2%のプライベート・エクイティ・ファンドに対する所有持分は、投資を決定する投資マネジャーのパワーによりすべて影響を受ける。しかし、これらの持分は、投資マネジャーが本人であることを示唆するほど重要性のあるエクスポージャーを形成しておらず、逆に投資マネジャーは代理人の立場で行動していることを示唆する。投資マネジャーは、プライベート・エクイティ・ファンドを連結しないこととなる。

設例：ヘッジ・ファンド

投資マネジャーは、ヘッジ・ファンドに出資し、管理している。ファンドの目論見書は、ファンドの投資目的を記載しているが、投資マネジャーは、投資目的を実行する際の単独の自由裁量を有している。

投資マネジャーは、投資管理業務に対する報酬として1%および20%の報酬を受領する。投資マネジャーはまた、20%の所有持分を保持して、ヘッジ・ファンドに対する戦略的投資を行うことを決定した。投資マネジャーの下方向のリスクは、その持分投資および繰延利益（例えば、今まで獲得したインセンティブ報酬）を上限としている。すなわち、投資企業の損失を負担する義務はない。

ファンドの投資企業は、単純過半数による「解任権」を与えられているが、これは、投資マネジャーが投資管理契約を違反した場合にのみ実行される。

投資マネジャーは被投資企業に対するパワーを有しているか。

投資マネジャーは、ファンドの目論見書に設定される投資目的に従って行動することが要求されるものの、投資企業は、契約違反に対して投資マネジャーを解任する能力を通じた防御権を保有するのみであり、投資企業は関連する活動（すなわち、戦略的資産配分による投資目的の実行）を指示する現在の能力を与える現在の権利を有しているため、投資マネジャーは、ヘッジ・ファンドに対するパワーを有しているとまだ考えられる。

投資マネジャーは、被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか。

1%と20%の報酬契約と、投資マネジャーが保有する20%のヘッジ・ファンドに対する所有持分は双方とも、投資マネジャーがファンドの活動から生じるリターンの変動性に晒されている。

投資マネジャーは、被投資企業への関与から生じるリターンの金額に影響を与えるパワーを使用できるか。

ヘッジ・ファンドに対する投資マネジャーの持分（AUMの1%の管理報酬、リターンのハードル・レートを越えるリターンの20%のインセンティブ報酬および20%のファンドに対する所有持分）は、投資マネジャーの戦略的資産配分に対するパワーにより影響を受ける。

受領した報酬とともに、投資マネジャーが保有する20%のファンドに対する持分は、投資マネジャーが代理人としてよりむしろ本人の役割で行動していることを示唆するに十分な重要性がある、ファンドの活動から生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーを形成し得る。

上記の連結要件を評価するにあたって、投資マネジャーは、20%の投資について、投資マネジャーがヘッジ・ファンドを支配しており、したがって、ファンドを連結すべきであると結論付けるに十分であると考えられるかもしれない。ファンドに対する投資マネジャーの所有持分が時とともに変動するならば、連結の結論についてその意味を再検討する必要があるであろう。

設例：債務担保証券

投資マネジャーは、優先ノートの 5 つのトランシェおよび債務担保証券(CDO)に対する総資本の 10%を表す劣後(または「エクイティ」)ノート・クラスを伴う負債証券を発行することにより、CDO を設定し、管理している。

ノート発行により発生した収入を使用して、投資マネジャーは、貸付金およびその他の負債証券に投資することにより、契約書に従い担保プールを管理している。投資管理サービスに対する報酬として、残存する担保プールの 40 ベーシスポイント(0.4%)の基礎管理報酬、残存する担保プールの 60 ベーシスポイント(0.6%)の劣後管理報酬、および劣後債権の保有者がリターンハードル・レートを受領した場合の、超過キャッシュ・フローの 10%のインセンティブ報酬を含む、サービス・レベルに相応である市場ベースの報酬を得ている。

債権保有者と投資マネジャーの利益を一致させるため、投資マネジャーはまた、エクイティ・トランシェの 35%を保有することが要求される。残りの 65%のエクイティ・トランシェは広く第三者の投資企業に保有されている。その他の投資企業は、単純過半数による「解任権」を保有し、理由なく投資マネジャーを解任する場合がある。

投資マネジャーは被投資企業に対するパワーを有しているか。

投資マネジャーは、契約書に設定される投資目的に従って行動することが要求され、エクイティ・ノート所有企業は、単純過半数の排除権を保有するものの、投資マネジャーは関連する活動を指示する現在の能力を与える現在の権利を有しているため(すなわち、戦略的資産配分による投資目的の実行)、投資マネジャーは CDO に対するパワーを有しているといまだ考えられる。排除権は理由なく行使することができるが、排除権は多くの投資企業のグループで保有されており、行使するにあたり過半数が要求されるため、これらの権利は、連結の分析上ほとんどウエイト付けされない。

投資マネジャーは、被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか。

エクイティ・トランシェに対する 35%の所有持分と、CDO に対する投資マネジャーの報酬契約の各要素は(残存する担保プールの 0.4%の管理報酬、残存する担保プールの 0.6%の劣後報酬および 10%の超過キャッシュ・フローのインセンティブ報酬)について、投資マネジャーはファンドの活動から生じるリターンの変動性に晒されている。

投資マネジャーは、被投資企業への関与から生じるリターンの金額に影響を与えるパワーを使用できるか。

エクイティ・トランシェに対する 35%の所有持分と、CDO における投資マネジャーの報酬契約の各要素は、戦略的資産配分に対する投資マネジャーのパワーにより影響を受ける。

投資管理業務に対する報酬とともに、投資マネジャーがエクイティ・トランシェの 35%を保有することは、投資マネジャーが代理人ではなく本人の役割で行動していることを示唆するほど十分に重要性があり、被投資企業の損失に対するエクスポージャーおよび被投資企業のリターンに対する権利を形成する。

3 つの連結要件のすべてが充足されたため、投資マネジャーは CDO を支配していると結論付け、したがって、CDO を連結しなければならない。

子会社の持分について、開示要求は、グループの構成、ならびにグループの活動およびキャッシュ・フローにおける非支配持分の保有者が有する持分に関する情報を財務諸表利用者に提供することを意図している。

見解

IFRS 第 10 号に含まれる設例は、例えば、投資マネジャーが本人として行動しているという決定につながる投資のエクスポージャーのレベルの「ブライトライン(数値基準)」を形成するよりむしろ本人/代理人のガイダンスにおける一般的な概念の適用を説明することを意図している。意思決定者が本人か代理人かを決定する際に、相当の判断が時に要求される。

その他の企業に対する持分の開示

IFRS 第 10 号の公表に加えて、IASB はまた、その他の企業に対する企業の持分の性質および関連するリスク、ならびに財務諸表への影響の開示を改善する目的で IFRS 第 12 号を公表した。その他の企業への関与には、子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社および非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分を含んでいる。投資マネジャーに対する IFRS 第 12 号の最も重要な影響は、連結子会社および非連結のストラクチャード・エンティティに関する開示要求となる可能性が高い。

子会社の持分について、開示要求は、財務諸表利用者に、グループの構成、ならびにグループの活動およびキャッシュ・フローにおいて非支配持分の保有者が有する持分に関する情報を提供することを意図している。

- ・ グループの資産にアクセスするまたは資産を使用する、およびグループの負債を決済する企業の能力に対する重要な制限の性質および範囲
- ・ 連結されたストラクチャード・エンティティに対する持分に関連するリスクの性質およびその変動
- ・ 支配の喪失を生じない、子会社に対する所有持分の変動の結果
- ・ 報告期間中における子会社に対する支配の喪失の結果

さらに、グループにとって重要な非支配持分を有する各子会社について、非支配持分に関する詳細な開示が、個別の子会社のレベルで、特に、以下の項目について要求される。

- ・ 子会社の名前
- ・ 子会社の主要な事業所の所在地(主要な事業所の所在地と異なる場合、設立されている国)
- ・ 非支配持分に保有されている所有持分の割合
- ・ 保有されている所有者持分の割合と異なる場合、非支配持分により保有されている議決権の割合
- ・ 報告期間において子会社の非支配持分に配分された損益
- ・ 報告期間の期末における子会社の非支配持分の累計額
- ・ 子会社についての要約された財務情報

非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分について、IFRS 第 12 号は、非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分の性質および範囲、ならびに当該エンティティに関連するリスクの性質およびその変動につ

いての情報の開示が要求される。企業が非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分を有する場合、企業は以下の項目を開示すべきである。

- ・ 非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分に関連する資産および負債が認識されている場合、財政状態計算書における帳簿価格および表示科目
- ・ 非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分から生じる損失に対する企業の最大エクスポージャーの見積り
- ・ この2つの金額の比較

さらに、企業が(契約上に要求されているか否かにかかわらず)連結企業または非連結のストラクチャード・エンティティに対して財政上またはその他の支援を提供している、もしくは支援を提供する意思がある場合には、企業はそれらの取り決めに係る情報を開示しなければならない。最後に、企業が出資しているが、報告日時点ではもはや持分を有していない非連結のストラクチャード・エンティティについて、企業は、出資者であったことをどのように決定したか、報告期間中に受領した収益および報告期間中にストラクチャード・エンティティに譲渡されたすべての資産の譲渡日における帳簿価格を開示しなければならない。

見解

IFRS 第12号は、ストラクチャード・エンティティと議決権により支配される企業とを区別している。投資マネジャーについて、開示目的のため適切な母集団を設定するために、どの管理ファンドが議決権の対象であるか、どの管理ファンドが対象でないか(したがって、ストラクチャード・エンティティと考えられるかもしれない)を区別することは、多大な時間がかかるかもしれない。

投資会社の公開草案

IFRS 第10号は、ファンドが支配する投資を連結することが要求されることとなるため、投資マネジャーの会計だけでなくファンドの会計にも影響を与えるかもしれない。しかし、IASBは、投資会社に対する連結範囲の免除を提供する公開草案を公表することを予定している。連結会計を適用する代わりに、投資会社は、その支配する投資を損益を通して公正価値で測定することが要求されることとなる。いずれの企業が投資会社と考えられるか、したがって、連結範囲の免除に適格となるかに関する提案される規準は、以下の項目を含むことが予想される。

- ・ 企業は、投資活動以外に他の実質的な活動を行っていない。
- ・ 企業の唯一の事業目的は、収益を生み出し分配するため、また資本の増価のために投資することである。
- ・ 企業は、保有する投資に対する出口戦略を有している。
- ・ 企業は、普通株式またはパートナーシップ持分のような所有権の比例持分の単位から構成される。
- ・ 企業は、専門家による投資管理サービスを利用するため、投資企業の資金をプールしている。
- ・ 企業の投資は、公正価値ベースで管理され、評価される。
- ・ 企業自身が報告企業である。

見解

投資会社プロジェクトは、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)とのコンバージェンス・プロジェクトである。しかし、IASBとFASBは、投資マネジャーに関する主要な論点について暫定的に異なる決定を行った。FASBは、投資会社の公正価値会計の使用を維持するため、投資会社の親会社(投資会社に該当しない)を認めることを暫定的に決定したが、IASBはそうではないであろう。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約7,000名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約170,000人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。